7 (a) 紛争投資家は、自らの選択により、6に規定する請求を次のいずれかに付託することができる。

(i) 紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所。ただし、当該司法裁判所又は行政裁判所が当該請求について管轄権を有する場合に限る。

(ii) ＩＣＳＩＤ条約並びにＩＣＳＩＤの調停手続に関する手続規則及びＩＣＳＩＤの仲裁手続に関する手続規則による調停又は仲裁。ただし、紛争締約国及び当該紛争投資家の締約国の双方がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(iii) ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による調停又は仲裁。ただし、紛争締約国又は当該紛争投資家の締約国のいずれか一方のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(iv) ＵＮＣＩＴＲＡＬ調停規則による調停又はＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(v) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁機関又は他の仲裁規則による仲裁

(b) (a)の規定の適用上、紛争投資家は、(a)(ii)から(v)までの規定による調停又は仲裁に請求を付託することができる。ただし、紛争締約国が協議及び交渉のための書面による要請を受領した日から百八十日以内に、投資紛争が5の規定によって解決されない場合に限る。

8 紛争投資家が紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所に請求を付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。

9 (a) 各締約国は、この条に定める手続に従って7に規定する調停又は仲裁に請求を付託することに同意する。

注釈1　この(a)の規定にかかわらず、インドネシア共和国と他の締約国の投資家との間又はフィリピン共和国と他の締約国の投資家との間の投資紛争については、ＩＣＳＩＤ条約及びＩＣＳＩＤの仲裁手続に関する手続規則による請求の付託についての同意は、紛争当事者間の書面による別個の合意による。7(a)(iii)及び(iv)の規定による手続の開始、調停手続の開始又は仲裁への付託は、関係する仲裁規則又は調停規則の定めるところによる。当該書面による別個の合意は、ＩＣＳＩＤ条約及びＩＣＳＩＤの仲裁手続に関する手続規則による請求の付託についてのみ適用する。

注釈2　この(a)の規定にかかわらず、タイ王国と他の締約国の投資家との間又は他の締約国とタイ王国の投資家との間の投資紛争については、紛争締約国は、7に規定する調停又は仲裁に請求を付託することに同意する。ただし、タイ王国及び他の締約国が、その双方が当事国である既存の国際協定における調停又は仲裁に請求を付託することに同意していた場合に限る。その同意は、当該国際協定に定めるところと同一の条件及び制限によるものとする。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

(i) ＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又はＩＣＳＩＤ追加的制度規則の規定であって、投資紛争の両当事者の書面による同意に関するもの

(ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

10 7(a)(ii)から(v)までのいずれかの規定による調停又は仲裁への請求の付託であってこの条の規定によるものについては、次の事項を条件として行う。

(a) 当該調停又は仲裁への請求の付託が、6(a)に規定する義務の違反であって紛争投資家又はその対象投資財産に損失又は損害を生じさせたものを当該紛争投資家が知った又は合理的に知るべきであった時から三年以内に行われること。

(b) 紛争投資家が、紛争締約国に対し、当該調停又は仲裁への請求を付託する少なくとも九十日前に、当該調停又は仲裁への請求の付託の意図を書面により通知すること。その通知は、次の事項を条件とする。

(i) 紛争解決の場として7(a)(ii)から(v)までの規定のいずれかを特定し、及び7(a)(ii)から(iv)までの規定に該当する場合には調停又は仲裁のいずれを求めるかを特定すること。

(ii) この章の規定についての当該紛争締約国の申し立てられた違反を簡潔に要約すること（違反があったとされる条項及び当該紛争投資家又はその対象投資財産に生じたとされる損失又は損害を含む。）。

(c) いずれかの締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の紛争解決のための制度（紛争締約国及び紛争投資家の締約国の双方が当事国である他の二国間又は多数国間の協定に基づく投資紛争の解決のための制度を含む。）において、6に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を紛争投資家が放棄する旨の書面を調停のための書面による要請若しくは招請又は仲裁に関する通知に添付すること。したがって、当該紛争投資家が7(a)(ii)から(v)までのいずれかの規定による調停又は仲裁に当該請求を付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。

11 10(c)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済（紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする救済であって、損害賠償の支払又は係争中の問題の実質的な解決を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

12 いずれの締約国も、自国の投資家及び他の締約国がこの条の規定に従って調停又は仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

13 7の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定並びに関係する国際法の規則及び適当な場合には紛争締約国の関連する国内法に従って、係争中の事案について決定する。

注釈　仲裁裁判所は、この章の規定の違反を構成するとされる措置の合法性につき、紛争締約国の国内法に基づいて決定する管轄権を有しない。

14 仲裁裁判所は、請求が受理され得るものではない旨又は請求が当該仲裁裁判所の管轄権若しくは権限の範囲外にある旨の紛争締約国による異議について取り扱い、及び決定する。ただし、当該紛争締約国によるそのような要請が、当該仲裁裁判所が設置された後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも当該仲裁裁判所が当該紛争締約国による答弁書の提出の期限として定める日の前に行われることを条件とする。

15 14の規定にかかわらず、仲裁裁判所は、職権により、手続のいかなる段階においても、請求が受理され得るものか否か又は請求が仲裁裁判所の管轄権若しくは権限の範囲内にあるか否かについて検討することができる。

16 仲裁裁判所は、原則として、14に規定する異議について先決問題として決定すべきである。もっとも、当該仲裁裁判所は、当該異議を請求の本案と併合することができる。当該異議を請求の本案と併合するか否かを検討するに当たり、仲裁裁判所は、できる限り、紛争当事者の同意を得るものとする。

17 紛争当事者が先決的な異議を申し立てるための他の迅速な手続に合意している場合を除き、紛争締約国は、仲裁裁判所が構成された後九十日以内に、かつ、いかなる場合にも仲裁裁判所における最初の会議の前に、請求が明白に法的根拠を欠いている旨の異議を提出することができる。当該紛争締約国は、できる限り正確に当該異議の根拠を特定する。当該仲裁裁判所は、紛争当事者に対して当該異議についての意見を提出する機会を与えた後、最初の会議において又はその後速やかに、当該紛争当事者に対して当該異議についての決定を通知する。当該仲裁裁判所の決定は、当該紛争締約国が14の規定に従って異議を提出し、又は手続の過程において当該請求が法的根拠を欠いている旨の反論を行う権利を害するものではない。

18 仲裁裁判所が、請求が受理され得るものではなく、若しくは請求が当該仲裁裁判所の管轄権若しくは権限の範囲外にあり、又は請求が明白に法的根拠を欠いていると決定する場合には、仲裁裁判所は、その旨の裁定を下す。